

第 48 回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会	資料 2
令和 4 年 12 月 19 日	

標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するWG、 システム改修に関するWG等に関する資料

- ・ 新たなWGの設置と検討の方向性について
- ・ 第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ開催要綱
- ・ 第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ 標準的な健診・保健指導プログラム改訂作業班開催要綱
- ・ 第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 システム改修に関するワーキング・グループ開催要綱
- ・ 第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 システム改修に関するワーキング・グループ作業班開催要綱

令和4年10月12日	資料3-1
第3回 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会	

新たなWGの設置と検討の方向性について

- ① 標準的な健診・保健指導プログラムの改訂に関するWG
- ② システム改修に関するWG

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

① 標準的な健診・保健指導プログラムの改訂に関するWG

標準的な健診・保健指導プログラム改訂作業の進め方について

標準的な健診・保健指導プログラムの位置づけ

- 本プログラムは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導を中心に、健康増進法に基づく生活習慣病対策を推進するための効果的な健診・保健指導を実施するに当たり、事務担当者を含め、健診・保健指導に関わる者が理解しておくべき基本的な考え方や実施する際の留意点等を示したものである。

(標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】より抜粋)

標準的な健診・保健指導プログラムの見直しの方向性（案）

- これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、健康増進に係る科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的事項等についての検討を行っている「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」における議論を踏まえた見直しを行うこととしてはどうか。

標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するWG・作業班の設置（案）

新たに設置するWG・作業班について

- 標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ（以下「プログラム改訂WG」という。）を設置する。
- プログラム改訂WGの下に、具体的な作業等を行うための作業班（以下「プログラム改訂作業班」という。）を設置する。（健診に係る作業班と保健指導に係る作業班の2つを設置）

② システム改修に関するWG

システム改修に関するWG・作業班

1. 目的

- 「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」の検討事項に係る、第4期のシステムの改修内容等についての検討を行う。
- システム改修WGの下に作業班を組織し、第4期特定健診・特定保健指導のシステムの改修に係る具体的な作業等を行う。

2. 検討事項

- システム改修の方向性の提示と検討
- 電子的な標準様式等の検討
- その他

3. 期間

令和4年10月～令和5年3月（予定）

検討会とWG・作業班の位置づけについて(案)

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会

- 座長 中山健夫 (京都大学)
- 設置 令和3年12月9日
- 直近開催 第3回 (令和4年10月12日)

効率的・効果的な実施方法等に関するWG (実施方法WG)

- 主査 津下一代 (女子栄養大学)
- 開催期間 令和4年1月25日～令和4年8月8日 (計6回)
- とりまとめ 令和4年8月12日

健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するWG (技術的事項WG)

- 主査 岡村智教 (慶應義塾大学)
- 開催期間 令和4年4月26日～令和4年8月24日 (計5回)
- とりまとめ 令和4年8月31日

標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するWG (プログラム改訂WG)

- 開催期間 令和4年10月(調整中)～

プログラム改訂
作業班 (健診)

プログラム改訂
作業班 (保健指導)

システム改修に関するWG (システム改修WG)

- 開催期間 令和4年10月(調整中)～

システム改修作業班

令和4年 10 月 20 日	
第1回 標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関する ワーキング・グループ	資料1-1

**第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会
標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ
開催要綱**

1. 目的

「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」における検討を踏まえ、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」の改訂に向けた課題の整理等を行うために、標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ（以下「プログラム改訂WG」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) プログラム改訂WGは、健康局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) プログラム改訂WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) プログラム改訂WGに主査を置き、構成員の互選により選出する。
- (4) 主査は、主査代理を指名することができる。
- (5) プログラム改訂WGには、必要に応じて別紙に掲げる委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (6) プログラム改訂WGの下に、具体的な作業等を行うための作業班を開催することができる。

3. ワーキング・グループの運営

- (1) プログラム改訂WGの議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) プログラム改訂WGの庶務は、保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室の協力を得て、健康局健康課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、プログラム改訂WGの運営に関し必要な事項は、プログラム改訂WGの主査が定める。

標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ構成員

1	岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授
2	尾崎 伊都子	公立大学法人名古屋市立大学大学院看護学研究科 准教授
3	呉代 華容	大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻総合ヘルスプロモーション科学講座助教
4	小竹 亜希子	八王子市健康医療部 成人健診課特定保健指導担当
5	小山 里美	健康保険組合連合会 組合サポート部保健事業グループ マネージャー
6	齋藤 良行	京都大学大学院医学系研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野非常勤研究員
7	坂口 景子	淑徳大学看護栄養学部栄養学科 講師
8	更科 祐治	目黒区区民生活部 国保年金課特定保健指導係長
9	杉田 由加里	千葉大学大学院看護学研究院 准教授
10	田中 和美	神奈川県立保健福祉大学栄養学科教授/神奈川県大和市栄養活動アドバイザー
11	田原 康玄	静岡社会健康医学大学院大学社会健康医学研究科教授
12	津下 一代	女子栄養大学特任教授
13	津島 志津子	神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課長
14	中山 健夫	京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授
15	林 芙美	女子栄養大学准教授
16	平田 あや	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室専任講師
17	町田 恵子	全国健康保険協会本部 保健部保健第二グループ グループ長
18	山本 秀樹	日本歯科医師会 常務理事
19	横山 徹爾	国立保健医療科学院 生涯健康研究部長

(敬称略、五十音順)

令和4年 10 月 20 日	
第1回 標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関する ワーキング・グループ	資料1-2

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会
標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ
標準的な健診・保健指導プログラム改訂作業班
開催要綱

1. 目的

「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」の改訂に係る具体的な作業等を行うために、標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関するワーキング・グループ（以下「プログラム改訂WG」という。）の下に健診作業班と保健指導作業班を開催する。

2. 構成

- (1) 作業班は、健康課長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 参集を求める構成員は、公衆衛生学、看護学、栄養学などに精通した学識を有する者、保健指導実施者等とし、別紙のとおりとする。
- (3) 作業班には、プログラム改訂WGの主査の指名により班長を置き、作業班を統括する。
- (4) 作業班には、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

3. 作業内容

(1) 健診作業班

「標準的な健診・保健指導プログラム」のうち、主に特定健診に関する部分について改訂案を作成する。

(2) 保健指導作業班

「標準的な健診・保健指導プログラム」のうち、主に特定保健指導に関する部分について改訂案を作成する。

4. 作業班の運営等

- (1) 作業班の議事は、原則公開とする。ただし、構成員の最新の研究成果等を踏ま

えた率直かつ自由な意見交換を確保する場合等、班長が特別な配慮が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- (2) 作業班の庶務は、保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室の協力を得て、健康局健康課が行う。
- (3) 作業班で作成された「標準的な健診・保健指導プログラム」の改訂案は、プログラム改訂WGに報告する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、作業班の運営に必要な事項は、班長が別に定める。

標準的な健診・保健指導プログラム改訂作業班（健診）構成員

1	呉代 華容	大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻総合ヘルスプロモーション科学講座助教
2	齋藤 良行	京都大学大学院医学系研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野非常勤研究員
3	林 芙美	女子栄養大学准教授
4	平田 あや	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室専任講師

(敬称略、五十音順)

標準的な健診・保健指導プログラム改訂作業班（保健指導）構成員

1	尾崎 伊都子	公立大学法人名古屋市立大学大学院看護学研究科 准教授
2	小竹 亜希子	八王子市健康医療部 成人健診課特定保健指導担当
3	小山 里美	健康保険組合連合会 組合サポート部保健事業グループ マネージャー
4	坂口 景子	淑徳大学看護栄養学部栄養学科 講師
5	更科 祐治	目黒区区民生活部 国保年金課特定保健指導係長
6	杉田 由加里	千葉大学大学院看護学研究院 准教授
7	田中 和美	神奈川県立保健福祉大学栄養学科教授/神奈川県大和市栄養活動アドバイザー
8	田原 康玄	静岡社会健康医学大学院大学社会健康医学研究科 教授
9	津島 志津子	神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課長
10	中西 湖雪	社会福祉法人聖隷福祉事業団保健事業部保健看護管理室 室長
11	町田 恵子	全国健康保険協会本部 保健部保健第二グループグループ長
12	横山 徹爾	国立保健医療科学院 生涯健康研究部長

（敬称略、五十音順）

令和4年10月31日	資料1-1
第1回 システム改修に関するワーキング・グループ	

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会
システム改修に関するワーキング・グループ
開催要綱

1. 目的

「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」の検討事項に係る、第4期のシステムの改修内容等についての検討を行うためワーキング・グループ（以下「システム改修WG」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) システム改修WGは、保険局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) システム改修WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) システム改修WGの構成員のうち主査を1名置くものとする。
- (4) システム改修WGには、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (5) システム改修WGの下に、具体的な作業等を行うための作業班を開催することができる。

3. 検討会の運営

- (1) システム改修WGは、率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、議事要旨を会議後速やかに公表する。ただし、各団体のシステム設計に関わる機密情報や個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合等、主査が認めるときは、議事要旨の一部あるいは全部を公表しないものとするができる。
- (2) システム改修WGの庶務は、健康局健康課の協力を得て、保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、システム改修WGの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会
システム改修に関するワーキング・グループ構成員

(敬称略、五十音順)

1	阿部 絹子	公益社団法人 日本栄養士会
2	伊藤 悦郎	健康保険組合連合会
3	岡本 高行	一般社団法人 地方公務員共済組合協議会
4	鹿妻 洋之	保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS)
5	河原 章	一般社団法人 日本保健指導協会
6	喜入 隆司	日本私立学校振興・共済事業団
7	高山 美恵	公益社団法人 日本看護協会
8	中山 健夫	京都大学大学院
9	永原 伸哉	社会保険診療報酬支払基金
10	西田 清明	一般社団法人 日本総合健診医学会
11	羽根 司人	公益社団法人 日本歯科医師会
12	深谷 茂喜	一般社団法人 全国国民健康保険組合協会
13	藤田 真人	公益社団法人 日本人間ドック学会
14	宮川 政昭	公益社団法人 日本医師会
15	安田 剛	全国健康保険協会
16	山本 元	公益社団法人 国民健康保険中央会

令和4年10月31日	資料1-2
第1回 システム改修に関するワーキング・グループ	

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会
システム改修に関するワーキング・グループ
作業班 開催要綱

1. 目的

システム改修に関するワーキング・グループ作業班は、第4期特定健診・特定保健指導のシステムの改修に係る具体的な作業等を行うことを目的として開催する。

2. 構成

- (1) 作業班は、医療介護連携政策課長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 構成員は、保険者、特定健診・特定保健指導実施機関、関係団体等とし、別紙のとおりとする。
- (3) 作業班には、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

3. 作業班の運営

- (1) 作業班は、率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、議事要旨を会議後速やかに公表する。ただし、各団体のシステム設計に関わる機密情報や個人情報等の保護に支障を及ぼすおそれがある場合等は、議事要旨の一部あるいは全部を公表しないものとする事ができる。
- (2) 作業班の庶務は、健康局健康課の協力を得て、保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、作業班の運営に関し必要な事項は、医療介護連携政策課長が定める。

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会
システム改修に関するワーキング・グループ作業班 構成員

(敬称略、五十音順)

1	板垣 秀紀	公益社団法人 国民健康保険中央会
2	井上 裕之	保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS)
3	大角 真也	社会保険診療報酬支払基金
4	鹿妻 洋之	保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS)
5	楠瀬 和成	公益社団法人 日本人間ドック学会
6	栗原 尚人	公益社団法人 日本人間ドック学会
7	佐藤 貴弘	健康保険組合連合会
8	水津 俊文	公益社団法人 日本医師会
9	菅原 久美	公益社団法人 国民健康保険中央会
10	園川 太郎	全国健康保険協会
11	中島 丈夫	社会保険診療報酬支払基金
12	平澤 勇樹	健康保険組合連合会
13	町田 恵子	全国健康保険協会
14	松浦 隆哉	一般社団法人 日本保健指導協会
15	松下 淳一郎	一般社団法人 日本保健指導協会
16	吉田 澄人	公益社団法人 日本医師会